

開発途上国への技術移転

——日本型とアメリカ型——

一 日本型Ⅱ順次的技術移転

日本型Ⅱ貿易再編成志向型直接投資という私のユニークな主張に対し漸く関心が高められてきた。⁽¹⁾ 開発途上国への技術移転 transfer of technology についても、同様に、日本型とアメリカ型の対照が、実証的にも理論的にも区別しうるのではあるまいか。またそれが確立されれば対開発途上国技術移転政策について重要な判断基準が導き出されるのではあるまいか。これが本稿で追求したい中心課題である。

海外直接投資を日本型とアメリカ型に区別する最も重

小 島 清

要な理論的基準は次の二つである。

(一A) 日本型では、主に相手国との要素賦存比率の変化から生まれる比較優位構造の変化に即応して、日本で比較劣位化しつつある産業、したがって相手国が潜在的比較優位をもつ産業から、順次直接投資進出すべきであり、これによって貿易再編成を実現し促進することができる。

(一B) アメリカ型では、プロダクトサイクルの成長期、したがって比較優位構造のトップにある新製品・労働節約的新生産方法から先を争って海外に直接投資進出する。このため比較優位を減殺し、アメリカの貿易を減

(1) 開発途上国への技術移転

少する方向、つまり逆貿易志向的に働く。

(二A) 日本型直接投資は、比較優位構造の変化に即し、プライスマカニズムに沿って(比較利潤率に表現されるように)自由競争的に行われる。

(二B) アメリカ型直接投資は、技術優位やその他の独占的優位をフルに活用し、独占利潤の拡大維持のために行われるもので、独占的ないし寡占的性格が強い。

この二基準と同じ理論的性格づけが技術移転についても導き出しえ、日本型対アメリカ型という分類が可能ならずである。ただし技術移転の大部分(ことに開発途上国向けの場合)は直接投資を通じ、その中に体化されて実現されているからである。以下では、日本の製造工業投資(それは大部分東アジアおよび東南アジアに集中、ついで若干のものが中南米に出ている)についての技術移転を検討の対象とする。

そこでまず、開発途上国の生産に適する商品、したがって直接投資・技術移転の対象となる商品はいったいどんな性格のものであろうかが、問われねばならない。これについてヴァーノンが、彼のプロダクトサイクル論(実体は産業立地論)からみて、次のように述べている

ことに、まず注目したい。

①大量の労働投入を必要とするもの(労働集約財)、②需要の価格弾力性の高いもの(価格競争的商品)、③外部経済への依存度の小さいもの、④よく標準化された製品で陳腐化の心配のないもの、⑤運送費負担にたえる高価値商品(バルキーでない商品)。

具体的には、繊維品が最も代表的な例であるが、粗鋼、単純な肥料、ニュースプリントなども考えられると、ヴァーノンは指摘している。⁽²⁾要するに、労働集約的な、よく標準化され、価格競争だけで国際市場に売り込みうるような伝統的製品ということになる。多国籍企業が、不足している外部経済(熟練労働、中間財、機械など)、経営スキル、販売などについて手を貸し補完してやる必要があるとも彼は指摘している。結局、これらは私のいう日本型直接投資の対象となる商品(理論的にいえば、投資国で比較劣位化し、相手国で比較優位化しつつある商品)に外ならない。

コロラド大学の小沢氏(Terutomo Ozawa)は私の見解にきわめて近い。日本の対開発途上国直接投資・技術移転が他国とくらべユニークであり、きわだった特徴を

(3) 開発途上国への技術移転

もっていることを明瞭に摘出してゐる。すなわち、

「一般的にいつて、開発途上国に輸出された日本の技術は、先進国向けのものとはきわめて異なった性格をもっている。先進国向けのもの、化学（たとえば薬品）、電気製品（ダイオード、特殊コンデンサー、ワイヤー・メモリー等）などといった、パテントをもった高級技術から大部分なっている。これと対照的に、日本が開発途上国に移転した技術は、技術的性格からいふととりたてて特殊なものではない。それはノウハウの形でか、一般的な工業経験という形で与えられており、次のような広範囲な生産活動にわたっている。アセンブリー技術（たとえば自動車、ラジオ、テレビジョン・セット、ミシン、クーラー、冷蔵庫）、原料選別、コンベエーション、トリートメントの技術（たとえば染料、インク、ペイント）、機械の操作・メインテナンスの技術（たとえば紡績、織布）、ブループリントや技術的データの提供、エンジニア・オペレーターの訓練、プラントのレイアウト、機械設備の選択と据付け、品質・コストの管理、在庫管理などである。」この種のどちらかといえば一般的・包括的な技術移転は必然的に、トップから末端のルーティン

オペレーションに至るまでにわたる人的コンタクトをたくさん必要とする。したがってエンジニアやオペレーターの訓練が技術移転の最重要要因となる。いうまでもなく人的訓練は高度に労働集約的なプロセスであり、技術輸出企業側にかんがりの量の人的資源を必要とする。⁽³⁾

これは日本の対開発途上国技術移転についての核心をついた要約である。だが日本の、技術だけを分離した移転は限られており、技術移転は大部分直接投資を通じ、その中に体化して実現されている。そこで小沢氏も直接投資に体化されたものをも含めた日本の対開発途上国技術移転の特徴を、いくつかの側面から画き出しているのであるが、それらを私なりの視点から整理してみると次のとおりである。

私の視点というのはいかうである。すなわち技術輸出国と受入国との技術格差が最小である生産活動（産業といつてもよい）から順次に技術移転を行っていくこと、また技術格差の最小な機関（企業）を通じてそれを実施していくほうが、国際的技術移転は最も能率的かつ迅速・スムーズに実現され易いはずである。この型を「順次的技術移転」と名づけておこう。また日本がこれまで実現

し今後も続けようとしている製造工業における対開発途上国技術移転はこの型に最も近いものだと思われるので、「日本型技術移転」と呼んでもよいと思う。

これに対し、技術輸出国と受入国との技術格差が大きい、あるいは技術格差が最大である生産活動、つまり先端技術集約的な新製品から先に技術移転(当然直接投資に体化して)をする場合を、「さか立ちの技術移転」ないし「アメリカ型技術移転」と呼び、日本型と区別し対立させることにしたい。この「さか立ち型」では、受入国の企業にくらべ技術格差の最も大きい独占的・寡占的大企業を通じて技術移転が行われることが多い。また「さか立ちの技術移転」はきわめて困難であり、投資国企業によって受入国に「飛び地」anchorage がつくられるにすぎず、それは技術移転ではなく、単なる「技術移駐」におわるのが普通である。

ところで、技術格差最小なる生産活動ということとは、他の条件にして同一ならば、技術輸出国と受入国の間の比較生産費が最も接近しその格差が最小な産業である。それは事実上、受入国が開発途上国である場合には、伝統的労働集約産業である。とすると開発途上国のほうが

資本にくらべ労働が豊富で、労働の相対価格が著しく割安であるという条件(ヘクシャー・オリーの比較生産費決定因)を考慮にいとれると、技術格差最小なる生産活動ということとは、技術輸出国が比較優位を失いつつあり、受入国が比較優位をもちうる産業ということになる。つまり技術格差最小な生産活動からの「順次的技術移転」は比較優位構造の変化に即応したものであり、南北貿易再編成を促進し実現させるものである。

格差の巨大な、あるいは全然未知の技術にくらべ、格差の最小なる技術のほうが、うけいれ易く、習得され易く、吸収され普及され易いことはいうまでもない。すでにうけいれる下地はできているからである。移転技術のモディファイケーションも最小ですむであろうし、それが最小ですむ企業を通じて移転することもできる。技術格差最小ということとは、通常、投入する生産諸要素の比率(つまり生産関数)も最小の格差であることを意味する。それは受入国の要素賦存比率にいちばん適した産業である。また必要とされる他の生産要素(低度の熟練労働など)とか外部経済も、技術格差の大きい生産活動の場合とくらべれば、割合にアベイラブルなはずである。

(5) 開発途上国への技術移転

日本の対開発途上国直接投資とそれに体化された技術移転が、上述のような「順次的技術移転」であったことを、小沢氏は次のように的確に表現している。

(1) 日本のアジア開発途上国への技術移転のメカニズムは、高労働集約的であり、技術輸出国と受入国の双方でマンパワーが大量に投入されている。日本は近隣の、社会的文化的条件が全く異質とはいえない国々に、工業組織を移転する人的訓練中心の活動に、比較優位をもっている。⁽⁶⁾このことは日本の投資が労働集約産業への小規模操業に集中していることによく示されている。

(2) 日本の対開発途上国技術移転は、特別の生産技術というよりはノウハウないし一般的な工業経験であり、先端の技術ではなく成熟した技術の移転が中心である。このために技術輸出者が相当長期間にわたり、生産と経営のレベルで参加しなければならぬ。加うるに資本だけでなく熟練労働の訓練も必要であり、さらには外部経済も不足しているので、移転した技術を有効に使うために技術輸出国から中間財の輸出補給を必要とする。移転される技術自体は成熟したよく標準化されたものであるから、受入国はそれを自由財 *free goods* とみなしがち

であり、技術に対する報酬を要求することはむずかしい。技術輸出国は、機械設備ならびに原材料、部品、コンポーネントといった中間財の供給を確保し紐付きにすることによって利潤を確保しようとする。したがって技術だけを輸出するインセンティブも報酬も少ないので、資本所有と経営参加という合弁形態の直接投資でなければ、この種技術移転は促進されにくいという事情にある。また、機械設備ならびに中間財の輸出、それと現地で作った製品の日本その他世界市場への販売ということが大きなインセンティブであるので、商社が参加するのが普通でありかつ能率的である。一般的にいうと、資本の五〇%が現地所有、二五%が日本の製造企業、残りの二五%が商社の出資という合弁形態が典型である。⁽⁷⁾ここに、移転される技術の性格と、合弁的直接投資、しかも商社参加の三人四脚型との関連が、日本型技術移転の興味ある特色として浮かびあがるのである。

(3) 日本から移転される技術は殆んど、標準化された商品の生産技術と一般的工業経験であるから、移転されても技術上の基本的な変更を必要としない。補助的生産プロセスをより労働集約的方法に直すといった若干の修正

は可能であり能率的であるが、基本的技術は変更を必要としないのである。⁽⁸⁾

(4) 開発途上国は関税保護などにより輸入代替的工業化さらに輸出工業化をはかろうとするのであるが、国内市場が狭いため生産規模は小さく、どうしても規模縮小の不経済 *diseconomies of scaling down* の問題に直面する。この場合でも、すでによく確立された技術に到達している伝統的標準商品については、それ程困難ではない。さらに、そういう生産は日本においても中小企業の小規模生産によって担われている。それが労働力不足、賃金高騰から不利になり、開発途上国へ合弁進出したものが多い。したがって相手国との技術格差の最小なる中小企業が、スケールリング・ダウンを余り必要とせずに、開発途上国に技術移転をはかっていることになる。小規模操業を能率的に、利益があがるように、いかに経営するかという経営上、生産上の技術こそ、開発途上国が工業化の現段階で最も学びとらねばならないものである。⁽⁹⁾

(5) 日本から開発途上国へ移転された技術は大部分ノウハウないし近代化経験、および標準商品生産技術に必要なスキルである。この種の技術は資本設備、ブループリ

ント、インスタラクション・シートなどに体化されにくい。むしろ生産活動の現場における労働に大部分体化されるものである。したがって技術上の援助は、現地の人々が現場で経験をつんで必要なスキルを身につけるまで、提供されねばならない。この点から合弁が最も能率的な組織形態となる。労働訓練にしろ経営上の熟練にしろ、技術輸出側と現地側とが責任をわかち合って解決していく、利潤があがるように努力しなければならぬ問題だからである。労働訓練こそ日本型技術移転の内部メカニズムであり、合弁的 direct investment はその外部メカニズムだともうるのである。⁽¹⁰⁾

以上のような日本の直接投資と技術移転の特徴についての小沢氏の指摘は、まさに核心をついているものであり、私自身はそれにつけ加えるべきものを現在のところ持っていない。それらの特徴は私が「日本型Ⅱ貿易再編成志向型直接投資」、そして「日本型Ⅱ順次的技術移転」と要約したものに収斂できるわけである。

(1) Kiyoshi Kojima, "A Macroeconomic Theory of Foreign Direct Investment," in C. Fred Bergsten, ed., *Toward A New World Trade Policy*, Maidenhead

(7) 開発途上国への技術移転

Papers, Lexington Books, 1975, Chap. 4. (邦訳「海外直接投資のマンロ経済理論」経済評論「一九七五」五一六月号)。これに就くR. K. Nelson, J. P. 主編 *Maidenhead Papers* の「Introduction」, H. W. Arndt, 「Professor Kojima on the Macroeconomics of Foreign Direct Investment,」 *HitoSubashi Journal of Economics*, June 1974. G. C. Hufbauer, 「Multinational Corporations and the International Adjustment Process,」 *American Economic Review*, May 1974, p. 272 note 1. John E. Roemer, *U. S.-Japanese Competition in International Markets*, Research Series, No. 22, Institute of International Studies, University of California, Berkeley, 1975, pp. 175—184. 渡辺太郎「小島教授の直接投資理論」大阪大学経済学「一九七五・三」多数のコメントを掲げた。G. Adám, 「Multinational Corporations and Worldwide Sourcing,」 in Hugo Radice, ed., *International Firms and Modern Imperialism*, Penguin Books, 1975. これは世界的調達「worldwide sourcing」の傾向を強調しているが、これは私の日本型貿易再編成志向型直接投資と合致する概念である。ちよび Robert Gilpin, *U. S. Power and the Multinational Corporation*, Basic Books, 1975. は私と同じ視点に立ってアメリカ対外投資の行き過ぎを警告している。

(8) Raymond Vernon, 「International Investment and

International Trade in the Product Cycle,」 *Quarterly Journal of Economics*, May 1966.

(9) Terutomo Ozawa, *Transfer of Technology from Japan to Developing Countries*, UNITAR, New York, 1971, pp. 3—6. (これは岡田の共著 *Japan's Technological Challenge to the West, 1950—1974*, The MIT Press, 1974, Chap. 6 を参照)。

(4) 「順次的技術移転」と「なか立」的技術移転」を理論的に明らかに説明したと希望しているが、うまくいかなかった。これを構築するに至っていない。その中核は「技術移転の難易は技術供与側と受入側の技術格差の大小に依存する」ということである。次のものから具体化にこうして示唆を得た。Jan Kmenta, 「Economic Theory and Transfer of Technology,」 in Daniel Spencer and Alexander Woronick, ed., *Transfer of Technology to Developing Countries*, Praeger, 1967. 斎藤優「技術の国際的伝播メカニズム」小島清監修『日本貿易の構造と発展』至誠堂「一九七二」。

(5) 技術格差最小の方がトランスファーし易いことは先進国間においても「クロスライセンス」は両国がほぼ同一技術水準に達した産業において多量に示されている。

(6) Ozawa, *ibid.*, p. 10.

(7) Ozawa, *ibid.*, pp. 12—13.

(8) Ozawa, *ibid.*, p. 13.

(6) Ozawa, *ibid.*, p. 28.
 (10) Ozawa, *ibid.*, p. 35.

二 アメリカ型Ⅱさか立ちの技術移転

アメリカから巨額の直接投資が先進諸国だけでなく開発途上地域に向けられており、その大半は巨大多国籍企業による石油など自然資源開発向けであるが、残りの四分の一は製造工業向けであり、しかもそれが相対的に増加しつつある。⁽¹⁾ われわれにとっての問題はこのアメリカによる対開発途上国製造工業直接投資がいかなる性格をもつかということである。それは先端技術集約的な新製品・高所得消費向け高級製品が大半をなし、巨大多国籍企業の独占的ないし寡占的 direct investment によってそれを果している。技術優位を中核とする独占的優位の確保、独占的利潤の極大化を目的としており、そのため合併ではなく、一〇〇%支配の子会社進出を好み、それを固執しがちである。⁽²⁾

このようなアメリカ型Ⅱ逆貿易志向的 direct investment 自体が、直接投資に内包される技術移転においても、技術格差の最大なものから開発途上国に移転するという「さか立ち

的技術移転」というアメリカ型性格をもつことはいまでもない。そのような直接投資と技術移転を受け入れるベネフィットは開発途上国側には殆んど存在しないはずであるが、アメリカ企業の独占利潤極大化、独占体制の維持のために強行されているのである。受入国の国民経済的ニーズとベネフィットは、その経済発展段階、要素賦存比率、比較優位構造に即応して直接投資や技術移転が行われるとき、最もスムーズに能率よく満たされ実現されるはずである。そういったものを無視し、それと逆行する方向と順序で、アメリカ企業の独占的利益獲得のためだけに行われる逆貿易志向型 direct investment とさか立ち的技術移転は、結局不適切な産業と技術のトランスファーという結果をもたらすにすぎない。

⁽³⁾ 以上のアメリカ型性格を立証するいくつかの議論があるが、紙幅の制約上、ここでは次の一点だけを、ヴェイトソスの展開を手がかりにしつつ、指摘しておきたい。すなわちパテント制度があらゆる点で、先進国多国籍企業の独占体制を確保し独占利潤を極大ならしめるように仕組まれており、アメリカ型のさか立ち的技術移転の強力な武器となっていることである。

(9) 開発途上国への技術移転

『科学技術白書』は、特許制度を次のように評価している。「特許制度は、発明者に対して一定の期間、発明した新技術の独占権を保証し、発明に対する報酬をうる機会を与えることによって、発明した新技術を公開せ、もってその新技術を基盤とした技術の進歩を図るとともに類似の技術の重複した研究投資を防止しようとするものである。」⁽⁴⁾

だが自ら新製品、新生産方法を発明することの殆んどない開発途上国にとっては、特許制度は先進国特許所有企業による独占的行動の道具としてのみ悪用されることになり、技術移転を反って阻害していることにさえる。⁽⁵⁾ この点を主に南米コロンビアの経験に立脚して展開したヴェイトソスの論文は、いささか行き過ぎもあり異端的でもあるが、注目されて然るべきであろう。彼は冒頭の要約において次のように言っている。

(1) 特許制度は開発途上国においては圧倒的にネガティブな効果をもち、それらの国に重要なベネフィットを何もたらさない。

(2) 開発途上国での特許は事実上全部巨大な外国企業によって所有されているので、かれらが独占的特権地位を

達成するための道具として用いられているにすぎない。

(3) その結果、外国からの投資は妨げられ、開発途上国への技術の流れは阻害されるし、開発途上国自身の模倣と適応による技術進歩は抑圧されている。

(4) したがって開発途上国が特許をライセンスすることは、特許による製品を必ず特許権所有外国企業から買うという輸入許可を与えるに等しい。

私なりに再編成してヴェイトソスの指摘した問題点を明確にしたい。出発点は、特許制度が開発途上国に不利に働くことになる第一の原因は、開発途上国で登録される特許の事実上すべてが、外国企業ないし外国人の所有であることである。つまりR&D(研究開発)活動の不对等性ないし一方性にある。これは格差の最大な技術、あるいは受入国に全く存在しない技術の移転といってもよく、アメリカ型技術移転の典型といえよう。

第二の原因は、特許制度が発明を奨励するように働くのではなく、特許によって競争者の力を最小にして自らの利潤極大をはかるのに役立っているという、独占的(ないし寡占的)な企業政策が支配していることである。つまり特許制度は独占的企業行動の有力な武器であり、それに

役立つような先端的技術が特許制度活用の対象にされているのである。

ヴェイトソスの中心問題の第一は、先進国企業のパテントが開発途上国で登録される最大のねらいは、その外国企業の輸出市場が競争者の登場によって奪われるのを防衛するためであり、パテント技術でつくった製品をどうしてもその外国企業から買わねばならぬようにしほりつけ、独占的輸出市場（開発途上国側からいえば独占的輸入許可）を確立、確保することである。

ただし、開発途上国のローカル企業あるいは他の外国企業が、パテントの登録された製品、それを使ってつくる二次、三次製品を生産するには、パテント所有企業に高額のロイヤリティを払わねばならない。パテントだけでなくノウハウも買わねばならないし、どんな製品をどれだけつくり、どの市場へいかなる価格で売るかといった、いくつかの制約も付される。したがってパテント所有企業が本国で大規模生産したものを輸出する方が、開発途上国での生産よりはるかに安くつく。後者は到底たちうちできない。だからパテント所有企業が独占的輸出市場を確保・拡大するために、開発途上国にもパテントが

登録されるのであり、そのパテントは現地で使われるわけではない。むしろ使われなくて、競争的生産・輸出を排除することを目的としている。

第二に、特許制と直接投資の関連である。パテント所有の外国企業は独占的輸出が可能である限り、当該開発途上国に直接投資進出することはない。関税その他の保護措置により開発途上国が現地生産（ローカル企業、パテント所有外国企業、他の競争的外国企業を含む）をどうしても促進したいと決意したときにはじめて直接投資進出が必要となる。パテント所有外国企業が最も有利な地位を占めることはいうまでもない。パテントを登録していることにより、同種ないし代替製品の生産にローカル企業または他の外国企業が進出することを排除できるからである。つまり特許制度は直接投資に代って技術移転を果すのではなく、他企業による直接投資をブロックしてしまうのである。ただしパテント所有者はその製品の使用を制限したり命令したりすることができるし、パテントでカバーされている生産プロセスの使用を特定企業だけに許すよう決定することもできる。パテント所有企業に完全に従属しなければならぬ。だからパテント

(11) 開発途上国への技術移転

を使用させる代償として、ローカル企業の買収とかそれへの経営参加とかも容易なのである。

要するに、パテント所有企業は先ず独占的輸出市場の確保・拡大のために特許権を活用するのであるが、直接投資進出する場合も独占的特権をフルに活用するから、他の外国投資をブロックすることになるし、ローカル企業を容易に買取することもできるのである。

したがって第三に、開発途上国に登録されたパテントは技術移転に役立たない。トランスファーを果たさない(non-transfer)。パテント所有企業が直接投資進出する場合も、他企業によってその技術が利用されることを排除し独占権を確立することが目的であるから、開発途上経済の中にエンクレーヴをつくりあげるだけである。それは技術移転ではあっても、技術が現地で吸収され普及され改善され、さらに現地で進んだ技術を生み出すといった意味での技術移転にはならない。のみならず圧倒的に優れた技術であるが故に、ローカルな技術改善・進歩を圧殺してしまい、ローカル企業の買収によってローカルな技術の活用をも不可能にしてしまうのである。⁽⁷⁾ペンローズは、ヴェイトソスだけでなく他の議論も考

慮に入れてより公平な判断を試みようとする努力している。それにもかかわらず次のような結論に到達している。⁽⁸⁾すなわち、外国企業はパテントを現地市場での独占的地位の強化にのみ利用し、直接投資や制限的商慣行の増強手段として用いている。このためパテントは、直接投資によるにせよローカル企業の生産によるにせよ、現地産業の工業化を余り助けまいしそれにベネフィットをもたらさないと危険が大きい。非工業国は先進国でパテントを登録するに足る発明を殆んど持っていないので、自国で外国人にパテント権を与えることからならぬ互恵的便益をうることが期待できない。だから外国で開発され公表され利用されている発明にパテント権を与えることから、開発途上国は殆んど利益をうることはいし、損失さえ蒙るとする見解は強いのである。

それでは特許制度を開発途上国への技術移転を促進できるようにどう改善したらよいかという問題に來るわけだが、ペンローズも解答を出せないでいる。ここではその解答を出すことがねらいではない。アメリカ型^{II}さか立ちの技術移転が次のような性格をもつことが明瞭になったことをもって満足すべきである。

(1) アメリカ型の直接投資・技術移転は先端的技術を対象としている。これは日本型とは逆に、技術格差の最大なもの、ないしは開発途上国に全く存在しない高度な新製品とか新技術をトランスファーしようとしている。さか立ちの技術移転と名づけたい所以である。

(2) そういう先端技術はパテント制によって守られ、技術を独占的に確保し、独占利潤を極大化する武器として用いられている。日本の対開発途上国技術移転がパテントの対象とならない自由財的な訓練を中心とし、従って自由競争的に行われるのと、きわめて対照的である。もう一つ、パテント制度の考察から得られる副産物的な結論は、アメリカ型の技術移転であると、直接投資にしようとする技術だけの分割移転にしようとする、いずれも独占的行動の武器にされるのであるから、開発途上国への効果は殆んど相違がないということである。分割移転がより望ましいとは到底言えない。

かくしてアメリカ型の逆貿易志向的直接投資とさか立ちの技術移転は、開発途上国にとって不適切な生産物の選択を強要することになり、その技術進歩、経済発展に効果的に貢献することにはならない(日本型はその逆で

ある)。けだしアメリカ型が移転の対象とするものは、第一に先端技術集約的な新製品であるが、これはもともとアメリカのような高所得消費者の需要にミートするものであり、開発途上国の社会的・国民経済的ニーズのプライオリティに沿うものでなく、奢侈的消費を助長する結果になり、国民経済的發展にとって望ましくないばかりでなくその阻害要因とさえなる。⁽⁹⁾ 第二に、アメリカで開発されたものであるから、労働節約的、資本集約的な卓越した生産方法であるし、規模経済の大きいものである。これは開発途上国への技術移転、産業移植を困難にするだけでなく、その雇用増加に余り役に立たない。また開発途上国の要素価格比率や小市場という条件からみて生産コストは割高につく(資源の浪費)し、到底国際競争力をもつ輸出産業には生長しえない。第三に、先進国巨大企業の独占体制の維持拡大、独占利潤極大化の武器としてのみ、開発途上国への進出が強要されるので、後者の国民経済的ニーズとか発展は無視され、阻害されさえするのである。

(1) アメリカの一九七三年末海外直接投資残高は一〇七三億ドルに達した。

(13) 開発途上国への技術移転

- (2) 小島清『世界貿易と多国籍企業』創文社、一九七三、一四〇頁以下で詳しく述べた。
- (3) ヴァーノンンのプロダクトサイクル論に対する次の批判は注目すべきである。Charles Cooper, "Science, Technology and Production in the Underdeveloped Countries: An Introduction," in Charles Cooper, ed., *Science, Technology and Development*, Frank Cass, London, 1973, pp. 9—11.
- (4) 『科学技術白書』昭和四八年度版、二三三頁。
- (5) 特許の問題については日本では斉藤優氏の一連の優れた研究がある。とくに「特許の国際経済学」中央大学経済学論叢、一三の三(一九七〇)、「多国籍企業による技術独占メカニズム」東洋経済近経シリーズ臨時増刊、一九七三・七、参照。
- (6) Constantine Vaitsos, "Patents Revisited: Their Function in Developing Countries," in Charles Cooper, ed., *Science, Technology and Development, op. cit.*, pp. 71—98.
- (7) ヴェイトソンスが次のように結論していることは印象的だ。「かくて技術独占は制度的独占に変形される。この視点からみると、プロダクトサイクル論は独占サイクル論にほかならぬ。」Constantine V. Vaitsos, *Intercountry Income Distribution and Transnational Enterprises*, Clarendon Press, Oxford, 1974, p. 18.

(8) E. Penrose, "International Patenting and the Less-Developed Countries," *Economic Journal*, September 1973, p. 783.

(9) 開発途上国への製菓産業の独占的進出については次に印象の深い分析がある。C・レビンソン著、手嶋三郎訳『ある産業支配——多国籍製菓産業の内幕——』日経新書、一九七五、九六—一七頁。

三 日本型技術移転の帰結

日本型直接投資ならびに順次的技術移転に基本的な問題点とか反論が考えられなくはない。まず、開発途上国は旧い労働集約的産業、低度技術産業から着手せよという基準に対して、反論が出されるであろう。

第一に、この基準は開発途上国の国民経済的發展、社会的ニーズに即応するかという批判である。開発途上国といえども国によって違うから一概にいえないという困難がある。だが先進国における商品の開発はその社会的需要の発展に応じて次々に展開されてきた。人間の欲望、需要がベーシックな面において(せいたく品、レジャーなど高級な面では違っても)開発途上国でも先進国と大きく違うわけではあるまい。だとすると諸産業の発

展順序、パターンといったものは先進国の歩んだ道を、少なくとも或段階までは開発途上国はフォローするよりしようがあるまい。⁽¹⁾ 日本経済が百年かかってやっとここまで来た雁行形態的産業発展の道だ⁽²⁾ といつてもよい。それが開発途上国の国民経済的發展にとつても不可欠な能率的な道であろう。その順序を逆行させたり飛躍させようとしても成功しがたいのである。

第二に、(成功すればのことだが) 旧商品にくらべ新製品の方が需要の所得弾力性が大きい、生産性の向上したがって所得水準増加の余地も大きい、開発途上国に最も欠けているものは新製品生産技術だからそういうものから優先して移転したほうが効果が大きい、などといった批判が出されよう。これらはそういうことが成功する可能性が殆んどないこと、つまり潜在的比較優位を無視した「さか立ち論」なのである。先進国が有利な産業を先取りしてしまい、不利な産業だけ開発途上国に任せるのだといった判断がこの批判の背後に含まれていよう。このような国際的比較からの立論は、可能性とか経済性を無視した危険な虚像である。開発途上国はそれぞれの国民経済の尺度によって、これまでもつていた産業より

少しずつ高い所得弾力性の財、生産性と所得の成長率のより高い産業、少し高い技術といったものに一步一歩前進していくよりほかに方法がない。⁽³⁾ 格差の大きい先進国と比較して基準を求めるのでなく、自国の尺度でベターになることを求めるべきであろう。それがステディな経済発展というものである。先進国に追いつこうとするなら、この地道な経済発展を最も能率的に実践するよりほかにない。先進国からの直接投資や技術移転はこの地道な経済発展に沿ってそれを一步一歩促進するようになるべきであり、「さか立ち論」移転はそれを混乱させ阻害する結果におわるのである。先進国と開発途上国のギャップが永久にちぢまらないというわけではなく、後者のキャッチングアップが或段階まで進むと、先進国と対等の立場で水平分業を行うことが可能になるはずである。

ところで、私のいう日本型直接投資・技術移転は比較優位格差、技術格差の最小なる生産から順次移転していくものであり、アメリカ型のように技術的優位を武器として独占的体制の永続化・巨大化を目的とするものではない。このことから日本型企业進出は産業移植・技術移転という本来の機能を容易に迅速に果たすというメリッ

(15) 開発途上国への技術移転

トをもつ。だがそのことが逆に進出企業にとっての困難として自己矛盾を生み出してもいる。すなわち、

① 技術優位が少なく労働者の技能と経営者の経験の学習訓練を中核とする技術移転であるので、受入国、受入企業側の協力がなくては、成り立たない。このため一〇〇%支配でなく合弁形態が多い。

② 技術的優位が少ないから独占的行動は許されず自由競争的にならざるをえない。受入国側では、他の競争的企業から必要なノウハウ、機械設備、中間財などをより有利な価格で入手できる可能性を十分にもっているから、進出企業は正常利潤を目標にして自由競争をたたかわせなければならぬ。このため開発途上国の市場規模を越える多数企業の過当競争的進出がみられることは、周知のとおりである。主に標準品を対象とするから国内販売・輸出の面においても自由競争的たらざるをえない。自由競争下にあるからトランスファー・プライシング（企業内振替価格操作）の余地も少ない。

③ 独占を可能にする高級な技術、製品差別化を武器とするものでないから、ノウハウも、労働者の熟練や経営者の経験も、遅かれ早かれ受入開発途上国側によって習

得されてしまう。日本型はもともとその習得がいちばんやりやすいものから順次移転していこうというのである。

またその段階にまで達すると現地の企業者自身によって同種生産活動を競争的におこすことが可能になる。それがほんとうに技術移転が普及し定着した状態（つまり教師の役割を完了した状態）なのである。もちろんこの場合でも、資本、機械設備、中間財の補給と、輸出販売のめんどろを先進国企業が補完してやるが必要であるが、それらは生産活動とは分離して補完することができようになる。つまり資本・技術・経営知識のパッケージ移転という直接投資はもはや必要でなくなるのである。

要するに、直接投資は開発途上国工業化のスターターであり教師(tutor)である。労働技能と経営経験を教えこむという技術移転本来の目的が達成されてしまうと、またそのことに成功すればする程（それ故に日本の進出企業への批判が強いと思われる）、直接投資は教師の役割を終え必要とされなくなるという自己矛盾に陥る。この段階に至ったとき、たとえ合弁形態とはいえ外国進出企業が、利潤吸収の永続的な源泉として留まっているこ

とが、果して正当であるか、また許されるかという重大な問題につきあたるのである。このことから、技術移転、産業移植という本来の役割を果たし終えた進出企業は、段階的委譲 (fade out) と撤退を早晩考えて然るべきではあるまいかという結論に到達するのである。

所有権の段階的委譲は反資本主義的だと非難され受け入れ難いと反論されるかもしれない。だが労働の国際的移動が許されていない現代世界——それ故に国民経済という枠をもうけて経済発展を考えねばならない——において、資本と企業だけが自由移動と永久所有権を認められると主張するほうが不合理ではあるまいか。ことに開発途上国の場合には公的援助ではやれない部門の経済開発を企業進出が能率的に代行するのだが、結局は援助と同じ性格を持つと割り切る必要がある。

事実、開発途上国の農業技術・農業生産性の改善・普及のためには、先進国は報酬を求めず、各種の援助を提供さえして、それを促進してきた。もう一つ、独占的行動の道具として悪用され易い特許においてさえ、報酬を保証される期間は、一五年とか二〇年とかの有限の期間に限られる。だとすると、開発途上国への直接投資は本

来、技術移転、産業移植を果たすことを目的とするものであると解釈するならば、それに対するインセンティブを与える程度の報酬を一定期間投資企業が回収することは認められるが、その本来の目的を達した時点においては、開発途上国の利益・要求とのトレードオフを考慮して所有の段階的委譲が実行されるべきではあるまいか。直接投資が利益の永久的源泉とされてはならないし、いわんやアメリカ型のように、独占的利潤の源泉とされてはならないのである。

段階的委譲のルールとか具体的方法を論ずべき段階に達したが既に紙数がつきたので、別の機会にゆずる。もう一つ、さいきん直接投資ではなく技術だけ分割して (unpacking) ⁽⁴⁾ 移転してほしいとの開発途上国の要求が強まってきたことにかんがみ、直接投資と分割的技術移転とを比較検討するという課題が残される。これも別稿にゆずらねばならないが、そのどちらが好ましいかという点よりも、第一にアメリカ型については、そのいづれにしろと独占的行動に陥るといふこと、したがって独占的行動にどう対処するかが最大の問題であること、第二に段階的委譲が前提されるならば直接投資の方がよ

(17) 開発途上国への技術移転

り能率的な技術移転方法だと歓迎できる」という二点が結論できるところ。

(1) Frances Stewart, "Choice of Technique in Developing Countries," in Charles Cooper, ed., *Science, Technology and Development*, London, 1973, p. 113. 参照。

(2) 次を参照。小島清監修『日本貿易の構造と発展』至誠堂、一九七二。

(3) 先進技術、産業の導入をあれもこれもと急ぎすぎるとでなく、一つ入ってきたら十年ぐらいはその定着・普及・自己生産化にとめるべきであり、それが済んでから次のものに多様化かつ高度化すべきである。こういう点で中国の行き方に見ならうべきものがあるし、タイなど多くの開発途上国に急ぎすぎのきらいが見うけられる。

(4) 次を参照。UNCTAD, *Guidelines for the Study of the Transfer of Technology to Developing Countries*, United Nations, New York, 1972. Jack Baranson, "Technology Transfer Through the International Firm," *American Economic Review*, May 1970. Kiyoshi Kojima and Miguel S. Wionczek, ed., *Technology Transfer in Pacific Economic Development*, The Japan Economic Research Center, January 1975. Kiyoshi Kojima, ed., *Technologies for Accelerated Economic Growth: Transfer and Selection Processes*, Institute of Developing Economies, Tokyo, March 1975. 田部昇「技術移転と市場メカニズム」川田侃編『今日の南北問題』日本評論社、一九七六・六。

(一橋大学教授)